

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第14号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 指定管理者制度導入施設における物品現在高調査に関する事務

所 管 所 属：市民局

通 知 日：令和 8 年 6 月 30 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	備品台帳・備品一覧の整備について改善を求めたもの 本市と指定管理者との帰属調整ができていないなど、備品台帳、備品一覧のどちらにも登録されていない物品があった。 【指摘事項】 1. 市民局は、指定管理者施設が保管（使用）する物品について、会計規則等に基づき管理する必要があることを関係職員に周知徹底するとともに、年度区分の考え方等について、指定管理者と共有されたい。 2. 市民局は、これまでに取得した物品について帰属調整が必要な場合は、指定管理者と早急に調整の上、現物に合わせて、正確な備品台帳及び備品一覧を整備されたい。今後は、現在高調査が漏れなく実施できるよう、整備が完了した備品台帳及び備品一覧の定期的な照合などの仕組みを構築されたい。	【1】市民局男女共同参画課内関係職員に対しては、課員全員が参加する月次定例会（3月9日実施分）において監査指摘事項等と併せて周知を行った。 指定管理者担当職員には、「指定管理者制度の運用に係るモニタリング・評価マニュアル」に基づいて年間4回実施する調整会議（2月19日実施分）において周知を行った。 【2】未登録であった物品（2件）のうち1件については、取得年月日及び取得価格が不明ではあるものの、定価等から取得価格が5万円以上であったと推察されることから、新たに備品台帳へ登録した（令和8年3月26日受入登録）。 残り1件については、取得年月日、取得価格及び価格算定が不明であったため、当局にて価格評価方法を検討し、現在同様の備品を取得とする際の取得価格を参考に価格を設定し、新たに備品台帳へ登録した（令和8年5月13日受入登録）。 今回の指摘を受け、今後備品台帳等に未登録の備品が生じることがないように、指定管理者と連携し、備品一覧の異動状況を適宜更新し月次報告を求めるとともに、年1回の備品現在高調査時等においてチェックリストを用いて備品台帳等に未登録の備品がないかを定期的に確認する体制を令和8年5月19日付けで構築した。	措置済	令和8年5月19日